

日本国内に住所を有する 被扶養者の認定事務について

先般、標記につきましては、厚生労働省より通知が発出され、事務の取扱いが示されたことに伴い、平成30年10月1日からの当組合の扶養認定事務の取扱いについて事業所宛に通知したところです。日本国内に住所を有する被扶養者の認定については、下記のとおり届出いただきますようお願いいたします。



なお、詳細については、通知文または当組合ホームページをご確認ください。

1 身分関係の確認および同一世帯であることの確認

被保険者との身分関係の確認および同一世帯であることの確認については、公的証明書等により行うこととなります。ただし、すでに被保険者との身分関係の確認および同一世帯であることを確認するための情報を保険者または事業主が取得している場合（届書に個人番号の記載があり、情報連携により組合が確認できるとき※1、住民票や戸籍謄本等の公的証明書で事業主が確認しているとき※2）は、公的証明書等の添付を省略することができます。 ※1 情報連携により情報が取得できなかった場合には、公的証明書等の提出をお願いする場合があります。 ※2 認定対象者の備考欄に、公的証明書等で確認した旨を記入してください。

2 収入に関する証明

収入確認については、従来どおり収入を証明する書類の添付が必要です。

問合せ

組合本部 適用課 TEL 03-3663-1361(代)
城南支部 適用係 TEL 03-5537-2400(代)

城西支部 適用係 TEL 03-3342-8821(代)
城北支部 適用係 TEL 03-3980-1501(代)

任意継続被保険者
の皆さまへ

ペイジー収納サービスの 一時休止について

このたび、マルチペイメントネットワークセンター（収納取りまとめ機関）のシステムメンテナンスに伴い、当組合が指定する金融機関のペイジー収納サービスが一時利用できなくなります。

下記期間中は、任意継続保険料の納付ができませんのでご注意ください。



一時休止期間

平成31年1月分納付期間中（納付期限 平成31年1月10日）

三井住友銀行

みずほ銀行

三菱UFJ銀行

りそな銀行

平成31年1月1日(火) 21時00分 ~ 平成31年1月2日(水) 23時59分

ゆうちょ銀行・郵便局

平成31年1月1日(火) ~ 平成31年1月3日(木)

毎月の保険料はATMからの納付が便利です！夜間や休日でもゆとりをもって納付することができるATMをご利用ください。

■当組合が指定する金融機関（ペイジーマークの表示があるATMに限ります。）

●三井住友銀行 ●三菱UFJ銀行 ●みずほ銀行 ●りそな銀行 ●ゆうちょ銀行・郵便局

※営業日、取扱時間については、各金融機関へお問合せください。

※納付月前（12月中）に保険料のお預かりはできませんのでご了承ください。



問合せ

組合本部 適用課(記号4000) TEL 03-3663-1361(代)
城南支部 適用係(記号7000) TEL 03-5537-2400(代)

城西支部 適用係(記号5000) TEL 03-3342-8821(代)
城北支部 適用係(記号8000) TEL 03-3980-1501(代)